

令和8年度第4回あわらし農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和8年7月27日（月）午後1時30分から午後2時10分まで

2. 開催場所 あわらし市役所 全員協議会室

3. 出席委員（13人）

会長 13番 加藤 秀信

会長職務代理者 2番 田川 幹雄

委員 1番 吉村 智和 3番 田嶋 睦

4番 川崎 善徳 5番 江川 直美

6番 塚田 倫一 7番 石谷 吉昭

8番 中嶋 豊美 9番 田崎 正實

10番 石田 継治 11番 堀川 治夫

12番 炭田 学

4. 欠席委員（1人） 14番 朝倉 雪

5. 議事日程

第1 開会

第2 会長挨拶

第3 業務報告

第4 議事録署名人の指名

第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 現況証明願について→申出により保留

議案第4号 農地法第3条の規定による許可の取り消し申請について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

第6 その他

(1) 8月の農業委員会定例総会開催予定について

(2) その他

第7 閉会

6. 事務局 局長：宮川 豊一 局長補佐：藤井 恭代 主任：川崎 直樹

主査：板東 裕美 主事：酒井 麻江

7. 会議の概要

◇開会宣言
◇会長あいさつ
◇定足数の確認

事務局	出席状況報告。 委員総数24名中、出席委員21名。農業委員総数14名の過半数の出席。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議成立。
	議案第3号について、保留の申し出により審議保留の旨、報告
◇業務報告	
事務局	【業務報告】
◇議事録署名人の指名	
議長	議事録署名人に、10番・石田委員、12番・炭田委員を指名。
◇議 事	
議長	続きまして、日程第5 議事に入ります。
◇議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	
事務局	【事務局説明】
議長	次に、地区担当委員の説明を求めます。 番号1番・2番について11番・堀川委員お願いいたします。
11番	今ほど事務局からの説明がありましたように、問題ないと思います。
議長	次に番号3番について9番・田崎委員お願いいたします。
9番	事務局の説明のとおり問題がないと思われます。以上です。
議長	次に番号4番について10番・石田委員お願いいたします。
10番	事務局の説明のとおり問題ないと思われます。以上です。
議長	次に番号5番から10番について7番・石谷委員お願いいたします。
7番	事務局の説明通りで問題ございません。
議長	それでは、これらの案件について、ご質問はありませんか。
12番	〇〇さんの案件なんですけど、同じ譲受人の方が耕作していたものをそのまま権利移転になっているのですか。それとも今まではこのたくさんの面積について誰かが作っておられて、それを分散させる形になるのですか。
事務局	説明が不足していました。現状は中間管理機構を介して□□が耕作されてまして、譲り受けされる方々は、□□の構成員として田を耕作することです。厳密に字ごとの確認できていないんですけども、△△地区の田んぼ畑を耕作されている□□の構成員の皆さんです。
12番	そうしたら所有権移転した後も□□が中間管理機構を通して賃借されて従来通りの営農活動ができるという形で理解してよろしいですか。
事務局	おっしゃる通りです。調査書第5号のところにも書かせていただいた通り、所有者は変わるんですけども、耕作されるのは、この方々含めた□□で、変わりなく耕作されるとのことでございます。
事務局	補足ですが、番号9番については、□□とは関係のない自己消費の家庭菜園になります。
12番	9番は、□□が作ってるのでなくて、荒れ地の状態をこの方が作っていて所有権を移転という形になるんですね。
事務局	この写真でも分かる通り、防草シートを貼って、〇〇さんが管理してたという具合です。それを■■■さんが耕作するために所有権を移転することになります。
12番	分散することによって、地域計画の農地の集約化に支障がないかどうかという観点で質問させていただきました。
議長	他にございませんか。
	(質問なし)
議長	他に無いようですので採決に入ります。なお、番号3番については石谷

	委員が関係していますので、まずそれを除く1番から2番、4番から10番について採決します。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」、1番から2番、4番から10番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	賛成全員です。よって許可相当と認めます。次に番号3番について採決します。石谷委員退席をお願いいたします。それでは番号3番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	賛成全員です。よって許可相当と認めます。石谷委員、入室してください。
◇議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について	
事務局	【事務局説明】
議長	次に、地区担当委員の説明を求めます。 番号1番について、12番・炭田委員お願いします。
12番	事務局の説明のとおり問題がないと思われます。以上です。
議長	次に番号2番について、14番・朝倉委員ですが、本日欠席のため先ほどの事務局の説明に変えさせていただきます。 次に、本件について本日現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して3番・田嶋委員に調査結果の報告をお願いいたします。
3番	本日9時から私、川崎委員、江川委員、事務局1名で現地の調査を行いました。事務局の説明のとおり何の問題はないと思われます。
議長	それではこの案件について何かご質問ございませんか。
12番	29ページの写真を見ると、この畑は〇〇㎡よりも大きい平米数だと認識しますが、その中の一部で上に乗っている太陽光パネルが見える右側の写真ですけど、この部分についてなんか区分分けして賃借するということですか。
事務局	29ページの写真につきましては営農型太陽光発電の説明ということで説明資料についていたものを添付させていただいております。□□さんの土地ではありません。
12番	〇〇㎡で小さい面積なんですけど、そこに対する写真的なところはこういう風に理解したらいいか差し支えなければ教えていただければと思いますけど。〇〇㎡で、太陽光発電はできないと思うんですけど、なんか電気を利用するっていう形の使い方になるんですか。
事務局	30ページの側面図のところを見ていただけたらと思うんですが、平面図と下の方にあるこの柱の部分の支柱と電柱の部分の農地に建てている部分だけを転用するということになります。 丸の支柱の部分ですね。140個くらいの支柱の面積になります。
12番	〇〇㎡を140本で分割したものの総合計が〇〇㎡ということですか。 そんな申請の仕方なんですか。 畑全部に該当するわけじゃなくて、支柱の立ってる部分の面積ということですか。この上空にあるものについては、梁のところは影響しませんということですか。 地上権として発生するわけじゃないんですか。何メートルの高さまでだったら地上権として発生するんでしょうか。

事務局	今回の□□さんの件については、地上権は設定していません。場合によっては地上権設定している太陽光発電もあると聞いたことがあります。 これについては下部の農地は作付けが義務で農地のまま、作付けができない支柱部分のみ一時転用するというような考え方です。作付けできない支柱部分が140本あってその支柱部分の面積が〇〇㎡というようなものです。
12番	高さが120センチしかないので、トラクターはこれよりも高いので。その辺のところは地上権に該当する部分が影響することはないんですか。 2メートル70センチは別にトラクターの高さよりも高いんで確かにないんだけど。 120センチのところがあるとその辺がぶつかったりすることになるので営農活動上非常に厳しい状態になると。そこが制約されることはないんですか。ここにあるキャビン付きではないってことですか。
事務局	そうです。□□さんのところは、5回目の更新で機械は入れずに手作業で営農されるということです。
議長	他にございませんか。
	(なし)
議長	ないようですので採決に入ります。「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」県に進達することに賛成の方の挙手を求めます
	(挙手全員)
議長	賛成全員です。よって県に進達するものと致します。
◇ 議案第4号 農地法第3条の規定による許可の取消申請について	
事務局	【事務局説明】
議長	本案について、ご質問はありませんか。
12番	■■人の△△さんという方は以前ですね、住宅を建ててその隣に家庭菜園にしたいのということでの申し出で、許可されてると思うんですけど、結局、住宅も建てないで畑も作らないということで元に戻すということで理解してよろしいですかというのが一点 もう一つ、2番目の〇〇さんが亡くなっておられるんですけど、これは〇〇さんの代理人が譲渡に対する反対をされているんですか。亡くなっている方の判断ではないと思っているんですけど。
事務局	番号1番ですけれども、家を新築するというわけではなくて、畑の隣にある空き家と畑を合わせて売買するというご予定で、申請をいただいたんですけども、売買のめどが立たないという譲受人さんの都合により取消しの申請がございました。空き家という建物はそのまま残ります。 2番の方なんですけれども、譲渡人、当時申請を出された〇〇さんが先月亡くなられたとのことで、相続人の長女の方が直接窓口にお越しになってお申し出をいただいて、他の相続人の方々の確認も取れておりますので、問題ないと思われます。
12番	ということは、〇〇さんじゃなくて、相続する方々の総意という形が譲受人になるということではないんですか。
事務局	そういうことです。ここについては、取り消しということなので、当時の許可をした方を2人書かせてもらっているという状況になっています。行為については、炭田委員さんおっしゃる通りで、代理の方になります。ただ、令和7年当時の許可書を出している名前は、〇〇さんと□□さんということでこういう書き方にさせていただいています。

12番	要は、備考欄の理由ですよね。譲渡人の相続人の申し出という、この方たちが判断されて取り消しをしますよという申し出になっていると。 〇〇さんが生前におられた時に譲渡するという手続きだったんだけどもう亡くなってしまったので、相続する方が改めて取り消し申請をされているということを書いてあるのですね。 そこを〇〇さんの案件というのはちょっとしっくりいかないなということで質問させていただきました。
議長	他にございませんか。
	(なし)
議長	ないようですので採決に入ります。「議案第4号 農地法第3条の規定による許可の取り消し申請について」、許可を取り消すことに賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	賛成全員です。よって許可を取り消しすることといたします。
◇ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について	
事務局	【事務局説明】
議長	本件について、何かご質問ございませんか？
	(質問なし)
議長	質問がないようですので、報告第1号を終わります。
◇ その他	
	【その他（1）事務局説明】
議長	本件について、ご質問はありませんか。
	(質問なし)
事務局	【その他（2）事務局説明】 ① 令和9年度農業政策提案について（連絡）
◇ 閉 会	

令和8年7月27日

議 長

委 員

委 員